

# 越前市在宅育児応援手当

第2子以降の満3歳未満のお子さんを家庭で保育する世帯に手当を支給します！

## 対象児童

世帯における第2子以降の満3歳未満のお子さんで、保育所等に入所していないお子さん

## 支給額

下記の対象となる児童1人につき、月額1万円を支給します。

## 支給対象者(次の要件すべてに当てはまること)

対象児童が0歳(生後8週間～)から2歳

対象児童の育児休業給付金を受給していない世帯

※保育所等とは、保育所・認定こども園・小規模保育事業所・幼稚園のこと。

認可外保育施設を利用する対象児童は、支給の対象となります。

※申請者は対象児童と住居もしくは生計を共にする者またはこれらと同等の者と越前市が認めた場合に限り、ます。

※生活保護法による保護を受けている場合は支給対象外。

## 申請の際に必要なもの

- ① 越前市在宅育児応援手当支給認定申請書(HPよりダウンロード可)
- ② 審査、支払い等にかかる同意書(HPよりダウンロード可)
- ③ 振込先口座の通帳の写し(口座番号、名義人等がわかるもの) 市ホームページ↑
- ④ 父、母の育児休業給付金等受給申請状況証明書(HPよりダウンロード可)
- ⑤ 越前市在宅育児応援手当支給申請事項変更届(申請状況に変更があった場合に提出してください。)  
※近年転入して越前市民となった場合、追加で書類が必要になる場合があります。



市ホームページ↑

## 在宅育児応援手当の支給を受けるには申請が必要です

申請書等は市ホームページまたはこども未来課(市役所7番窓口)にあります。

申請は随時受付しております。

申請いただいた書類を審査し、支給認定希望月に支給決定または却下を通知します。

支給決定となった場合、支給要件を満たさなくなるまで手当の支給を行います。

支給開始年月は、申請の翌月以降になりますので、申請時期にご注意ください！

## 手当は年3回の支給月にまとめてお支払いします

6月末支払…1～4月分    10月末支払…5～8月分    2月末支払…9～12月分

その他ご不明な点は、お問い合わせください。

[問合せ先]

越前市役所 こども未来課 (市役所7番窓口)

TEL : 0778-22-3006